省　令

○経済産業省令第三十八号

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（平成二十年政令第二百六十七号）の施行に伴い、電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月九日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令

電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第一条第一項第一号に規定する電気分解の工程を経て製造した二酸化マンガンでない旨の証明書の発給に関する省令の一部を改正する省令（平成二十年経済産業省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び別記様式の改正規定中「及び別記様式」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

附則第二項中「平成二十年十月十三日」を「平成二十五年八月三十一日」に改める。

別記様式中「電解二酸化マンガンに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令」を「電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令」に改める。

附則第二項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十年九月一日から適用する。

告　示

○内閣府告示第二百一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、総合特別区域法の規定に基づき指定金融機関を指定した件（平成二十四年十一月二十九日内閣府告示第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一中「株式会社みずほコーポレート銀行」を「株式会社みずほ銀行」に改める。

○内閣府告示第二百二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、総合特別区域法の規定に基づき指定金融機関を指定した件（平成二十四年十一月二十九日内閣府告示第三百号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一中「株式会社みずほコーポレート銀行」を「株式会社みずほ銀行」に改める。

○内閣府告示第二百三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、総合特別区域法の規定に基づき指定金融機関を指定した件（平成二十五年三月六日内閣府告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「東京都千代田区内幸町一丁目一番五号」を「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」に改める。

○総務省告示第三百十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年八月九日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称	平成二十五年度年次射撃部隊の射撃部隊及び支援部隊
二　国外派遣期間	平成二十五年八月二十日から平成二十五月十一月十五日まで
三　派遣人数（概数）	百二十人程度
四　派遣地域	アメリカ合衆国ニューメキシコ州

○法務省告示第二百八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月九日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表株式会社エイチワンの項、株式会社中村ボデーの項、シンジーテック株式会社の項から株式会社ジーテクトの項まで、株式会社太信の項、株式会社ミックの項、東洋ソフラン株式会社の項及び相互ビジネスフォーム株式会社の項から有限会社エスケー総合設備の項までを削り、同表三和電子サーキット株式会社の項中「神橋二丁目」を「天神橋二丁目」に改め、同表サンコーグループ株式会社の項から株式会社多久製作所の項まで及び有限会社森下組の項を削る。

第二号ロの表株式会社呉光製作所の項、東海プラスチック株式会社の項から株式会社イケックスの項まで、坂口化学株式会社の項、キタデ株式会社の項、トキハ産業株式会社の項から成和工業株式会社の項まで、株式会社平安鉄工所の項、株式会社森田工業の項、株式会社ハイテック・ケムの項からダイシン化工株式会社の項まで及び有限会社石川商店の項を削る。

第三号中「平成二十二年七月一日」を「平成二十五年八月九日」に改める。

○厚生労働省告示第二百六十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。ただし、平成二十四年度以前の予算により支出された補助金等の交付については、なお従前の例による。

平成二十五年八月九日

厚生労働大臣　田村　憲久

表の上欄中「(目)　障害程度区分認定等事業費補助金(障害程度区分認定等事務費に係るものにあっては市町村（特別区を含む。）に係るものに限り、障害者保健福祉推進事業及び障害者虐待防止対策支援事業に係るものにあっては市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「(目)　障害程度区分認定等事業費補助金（障害程度区分認定等事務費に係るものにあっては市町村（特別区を含む。）に係るものに限り、障害者保健福祉推進事業及び障害者虐待防止対策支援事業に係るものにあっては市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」に改める。

表の中欄中「すべての」を「全ての」に改める。

○厚生労働省告示第二百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二十六条第二項の規定に基づき、次の健康保険組合の解散を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二十八条の規定により告示する。

平成二十五年八月九日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　健康保険組合の名称	コカ・コーラウエストグループ健康保険組合
二　事務所の所在地	大阪府摂津市千里丘七丁目九番三十一号
三　設立事業所の名称及び所在地	コカ・コーラウエスト株式会社　福岡県福岡市　外十二事業所
四　認可の年月日	平成二十五年七月二十二日

○厚生労働省告示第二百七十一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の三十第三項及び第四項並びに第三十一条の三十四第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体等及び四種病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月九日

厚生労働大臣　田村　憲久